

札幌社保協 FAXニュース

2016年 3月 31日(水)
社保協事務局 発行
TEL823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
4月28日(木)です

国保料が高いのは認めるが 据え置きが「最大限」の支援!?



3/16札幌市議会厚生委員会で、札幌社保協・国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会が呼びかけた「国保料の引き下げを求める陳情」の審査が行われました。

趣旨説明では大井川北部民商事務局長は「夫婦と子供3人の所得159万円の業者の場合、国保料負担が293,040と所得の18%、消費税や所得税、国民年金保険料を含めると50%を超える負担になる」実例を示しました。厚別区守る会の吉村事務局長は、「美容師をしている母子世帯が、高い国保料を払えず分割納付をしていたが、2015年度は2,066,160円の年収に対し国保料が220,600にもなっている」事例を示し、国保料の引き下げを要望しました。

自民党議員が市当局に助け舟～市側の答弁は国保の実態を改めて浮き彫りに

自民党議員は「国保は社会保険に対し負担感が強い」と認めながら、国保料の決定の仕組みについて、市側に弁解の場を与える質問をしました。市側は1世帯平均15万円程度の平均保険料に据え置いていることを強調し、国保は①60歳以上が多い、②医療費が高い、③低所得者が多いという特徴、他保険より平均年齢も高く、国保世帯年所得140万円相当では、協会けんぽ243万円、組合健保378万円と差が大きいことを示しました。

共産党議員・高すぎる保険料の引き下げを迫る～市は保険料据え置きが最大の支援として下げる気はなし

田中共産党市議は、かつて200万円の所得が今は96万円の所得になっている国保世帯に高すぎる保険料であり、平均保険料を据え置くという考えでは負担が減らない、一般会計からの繰り入れ財源も多くは不足額(残り)が出ている、国の保険者支援金を引き下げに使うべきであると、問いました。

市側は●国保加入者の負担感が強いのは認識している、●1人あたりの医療費が増える一方で所得が減っており、平均保険料を据え置くのが最大限の支援である、●一般財源繰り入れの不足額が出るのは平均保険料を据え置くことに繰り入れを設定しているため、●国の保険者支援金は、財源繰り入れをなくして国保の都道府県移行のためのもの。負担軽減(注:据え置きのこと)のため市は支援金以上に財政の法定外繰り入れをしており、国の支援金は市の繰り入れ分に充当している(市の持ち出しを減らしている)。

地域から社会保障の新たな運動を 手稲区社保協を結成

2015年の秋から、2度の準備会学習会も経て、結成の準備を進めてきた、手稲区社保協の結成総会が3/24に開催され、各団体から23人が参加しました。

道・札幌・西区の各社保協と西民商の連帯あいさつの後、井上ひさ子手稲区守る会副会長が結成の経過を報告し、木幡秀男勤医協手稲曙在宅センター長が、社保協の活動方針案や規約、予算案等を提案しました。

質疑応答の他、守る会～国保料の収納強化、年金者組合～年金改悪、革新懇～2000万署名、在宅センター～介護改悪についてそれぞれ発言しました。

活動方針や予算案等を全会一致で確認し、役員には井上会長、木幡事務局長の他、守る会・年金者組合・新婦人・共産党・機関紙印刷労組から5人の代表委員と、運営委員団体、事務局次長、会計監査を選出しました(写真は選出された役員)。手稲区社保協は市内10区の内、9番目の社保協誕生になりました。



医療費支払い減免を機械的に制限するもの

一部負担金減免の却下に対し裁判提訴



3/29北区在住の奥名純子さんは、自身の国保一部負担金減免の申請の一部を区長に却下され、不服審査請求でも訴えが棄却されたため、これらの処分取り消しを求めて札幌地裁に提訴しました。提訴後、支援する道生連と共に記者会見をしました(左写真)。

奥名さんは80歳代の母と2人暮らしで、2014年まで介護職で働いていましたが、同年2月頃から体調を崩し、3月には心臓の手術で入院し、職場からの圧力もあり、6月に退職しました。その後失業保険の給付を11月中旬まで受け、国保に加入して、病院の治療代は何とか払ってきました。失業保険が切れて治療代の支払いが困難になったため、一部負担金の減免申請をし、11月分は認められたのですが、12月分は札幌市の要綱で失業等の収入減少から6ヵ月以内の規程を過ぎているため、該当しないと却下されたのです。

国保法44条の趣旨に照らして異常な札幌市の要綱

国保法44条では特別の理由がある被保険者が、一部負担金(病院の窓口負担)の支払いが困難な場合、減額・免除・猶予できることとしています。札幌市はこの減免の基準を決める要綱を2011年、2013年に改悪し、ほとんど使えないような制度にしました。該当要件が●保険料の滞納がないこと、●算定基準の生活保護基準を狭めた(2016年1月から改めた)、●預貯金の保有を以前は生活保護基準額の3~6ヵ月以下は除外と認めていたが、全額収入とみなすことになった、◎事実発生の月の初日から6ヵ月以内、と改悪されました。

◎事実発生とは災害や営業廃止、失業等により収入が20%以上減少した時からというもので、治療が必要な時からではありません。医療費の一部負担金減免なのに、医療費が支払えない事情や生活状態を考慮するのではなく、収入減少から6ヵ月以内しか認めないという極めて機械的な要綱に改悪したことが、奥名さんの却下につながっています。道生連や社保協は市交渉で改善を要求してきましたが、これ以上被害者を出さないために、奥名さんが裁判でたたかうことを決意し、提訴に至りました。みなさんの支援をお願いします。



新婦人 就学援助の申請会

3/10新婦人札幌協議会による就学援助集団申請が行われ、6人の父母が訪れました。来場者は、新婦人の会員のサポートで申請書を書き、会場に来てくれた市の教育委員会の職員2人に提出しました。

宮城県から原発事故と放射線被害を逃れ、子どもと一緒に避難した女性も申請しました。夫は宮域に残って仕事をしながら家のローンを払い、奥さんもフルタイムで働きながら子育てをしています。一人親家庭と実態は同じですが、夫の収入も入れると、就学援助の認可は微妙なようです。自主避難には、援助もなく大変で、避難者の実態を多くの人に知ってもらいたいと、話していました。

就学援助は新学期だけでなく通年で申請できるのですが、そのことを知らない人も多く、また近年は生活が大変過ぎて、必要書類を準備して就学援助申請をすることもままならない家庭が増えているそうです。

重税やめ、営業・雇用・くらし守れ!

重税反対統一行動は3/11に市内各地で開催されました。東部民商等の実行委員会による札幌東部集会は、東札幌のコンベンションセンターで開かれ、約400人が参加。年金者組合、新婦人、共産党、生活と健康を守る会、東部民商、札幌地区労連から「怒りのひとこと」の発言がありました。参加者は集会後、会場前で要求スローガンを唱和し、それぞれの税務署へ集団申告に向かいました。

